

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和6年11月8日京都市条例第12号） 新旧対照表

現 行	改 正 後
○京都市地球温暖化対策条例 第69条 特定緑化建築主は、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「緑化計画書」という。）を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請前又は同法<u>第18条第2項</u>の規定による通知前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。 （以下略）	○京都市地球温暖化対策条例 第69条 特定緑化建築主は、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「緑化計画書」という。）を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請前又は同法<u>第18条第2項若しくは第4項</u>の規定による通知前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。 （以下略）